

# 筑紫女学園中学校・高等学校 部活動に関する活動方針

## 1. 活動目標

学園の部活動に係る基本理念を基に部活動における運営体制を整え、活動を計画的に行い生徒の健全な心身の育成を図る。また、学校教育の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力・態度を育て、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を構築できるなど、生徒にとって有意義な教育活動であることを基本として実施する。

## 2. 体育部・文化部活動の在り方

短時間能率主義で内容の充実を図り、学習との両立につとめる。部員の総意により自主的、積極的に研究テーマの設定、練習計画、活動計画の立案をする。

## 3. 活動時間等及び休養日

### (1) 活動時間

- ①原則として、平日は2時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。週当たりの活動時間が16時間を超えないことを目安とする。
- ②大会等においては上記練習時間の設定とは別に計画する。その際は、振替を含めた休養日を設ける。
- ③学校が特別に強化指定をした部活動については、活動時間を延長することがある。
- ④学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- ⑤中学の日曜・祭日、長期休業中の活動について、8時30分～17時00分の間は3時間以内、午前もしくは午後みの活動とする。

### (2) 完全下校時間

高校：平日は最終19時30分までとする。

中学：平日は17時30分に活動を終え、速やかに下校する。

共通：土日・祝日及び長期休業期間は最終17時30分までとする。

### (3) 休養日

- ①原則として週あたり2日以上休養日を設ける。

月曜日～金曜日 週1日以上休養日

土曜日、日曜日 原則として土日どちらかを休養日とし、大会等で活動した場合、休養日を振りかえる。

- ②長期休業中においても授業日に準じた活動、休養日の設定を行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度適度な休養を設ける。

③(3)①の休日が対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間等)を含め、原則として年間95日以上の休日を設定する。

④定期考査期間は、定期考査1週間前から定期考査期間までの部活動の練習は原則禁止とする。

\*上記期間中でも公式戦の日程が近い場合(テストから2週間以内)活動日とすることができる。

⑤学校閉鎖期間は、8月13日～8月16日、12月29日～1月5日

\*上記期間中でも公式戦や部の行事(OB会や初稽古会等)により活動日となることがある。その際は、顧問から生徒を通じて保護者に連絡する。

#### 4. 指導員による部活動指導

勤務時間を超える時間において、部活動指導員による部活動指導を行うことがある。

部活動指導員による指導は次のとおりとし、部活動指導員との業務委託契約書に定める。

- ・活動内容 部活動の指導 対外試合等への引率
- ・活動時間 勤務時間を超える時間～下校時間までの時間

#### 5. 各部活動の活動計画

①体育部、文化部活動ごとの年間もしくは月間の計画を作成する。

②計画に変更が生じることもあるため、その際は顧問から生徒を通じて保護者に連絡する。

#### 6. 保護者との連携

保護者の理解と協力は、部活動運営上欠かすことができない大切なことである。顧問として、活動方針・練習計画・活動時間・休養日を明確にし、保護者へ示す。

#### 7. 事故防止、安全確保に留意した指導

①顧問は、事故防止に十分な注意を払うとともに、健康面について配慮した指導を行う。

②顧問は、年間を通してバランスのとれた活動に取り組むとともに活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなど、万全の対策を行う。

#### 8. 体罰等の禁止

部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって生徒の自発性や心身の健康を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。

#### 9. その他

①事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

②無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的な活動を基本とする。

③大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。